

介護保健施設サービス重要事項説明書

(令和 6年 6月 1日現在)

1. 事業者・施設の概要

(1) 事業者の概要

① 事業者（開設者）の概要

- ・事業者名 医療法人 徳洲会
- ・所在地 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200
- ・代表者名 東上 震一
- ・電話番号 06-6346-2888

② 施設の概要

- ・施設名 医療法人 徳洲会 介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷
- ・開設年月日 令和3年10月1日
- ・所在地 〒273-0121 千葉県鎌ヶ谷市初富125-1
- ・電話番号 047-441-2005
- ・FAX番号 047-442-1500
- ・管理者名 玉城 允之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252680036号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 管理者 | 1人 |
| ② 医師 | 1.6人以上 |
| ③ 薬剤師 | 0.6人以上 |
| ④ 看護職員 | 13.9以上 |
| ⑤ 介護職員 | 34.7人以上 |
| ⑥ 支援相談員 | 1.6人以上 |
| ⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.6人以上 |
| ⑧ 管理栄養士 | 1人以上 |
| ⑨ 介護支援専門員 | 1.6人以上 |
| ⑩ 事務員 運転手 等 | 適当数 |

(4) 構造等

- | | | |
|------|------------|-------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート構造 | 地上4階建 |
| 延べ面積 | 5703.17㎡ | |
| 利用定員 | 入所 | 160名 |
| | 通所 | 70名 |

(5) 職員の業務内容

管理者	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理・薬剤処方、職員の管理・教育・指導
医師	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理・薬剤処方
薬剤師	医師の指示に基づいた調剤、服薬指導等
看護職員	医師の指示による投薬・検温・血圧測定等の医療行為、診療の補助等
介護職員	施設サービス計画に基づいた、日常生活上の介護等
支援相談員	相談業務・苦情受付・市町村等他機関との連携等
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーション実施計画書の作成、身体機能の評価・維持回復、低下防止のため機能訓練の実施・指導
管理栄養士	栄養管理、栄養ケアマネジメント計画書の作成
介護支援専門員	施設サービス計画書の作成・説明業務、介護保険の更新等の申請手続き
事務員	総務、資材管理、会計・請求業務、電話・窓口対応、経理等

(6) 主な設備の種類

療養室：51室（個室：10室 2人室：7室 4人室：34室）
食堂：4室 機能訓練室：1室 デイルーム：4室
一般浴室：1室 大浴場：1室

(7) 事業所の種類

〈入所系サービス〉 定員160名 ※短期入所は空床利用
介護保健施設サービス 短期入所療養介護(予防短期含む)
〈通所系サービス〉 定員70名
通所リハビリテーション(予防含む)

2. 介護保健施設サービスの内容と利用料

(1) 概要

当施設でのサービスはどのような介護・看護サービスを提供すれば在宅生活が可能な状態になるか、能力に応じた日常生活を営むことができるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者様に係るあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご契約者の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようになります。

生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者様の立場に立って運営しています。

(2) サービス内容とご利用料

種類	内容	自己負担額
食事	<p>朝食 8:00～</p> <p>昼食 12:00～</p> <p>夕食 18:00～</p> <p>食事は離床して食堂にて召し上がっていただくことを基本としております。</p>	<p>1日 1,740円</p> <p>上記料金に対しては所得に応じて減額の対象となる方（限度額認定証の提示が必要）もいらっしゃいます。</p>
入浴	<p>一般浴槽の他, 入浴に介助を要するご利用者様には機械浴又はストレッチャー浴で対応します。</p> <p>頻度は週2回、フロアによって曜日が異なります。</p> <p>身体の状況により入浴できないときには清拭を行います。</p>	
医学的管理・看護	<p>バイタルチェック（体温・血圧・脈拍測定）や服薬管理などの必要な管理を行います。</p> <p>ご利用者様の心身に異常があった場合は、当施設の医師が対応し適切な処置をとるとともに協力医療機関と連携をとりながら速やかに対応いたします。</p>	
介護	身体介護	
機能訓練	<p>リハビリテーション レクリエーション</p> <p>原則として機能訓練室にて行いますが、施設内ですべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです</p>	
相談援助サービス	<p>利用中のご要望や施設の提供するサービス、接遇に関する要望</p> <p>退所後の居宅サービスに関する調整等の相談</p>	
理美容	個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助致します。	
行政手続き代行	鎌ヶ谷市・松戸市の方は介護保健の更新・変更手続きを代行しております	
その他	<p>サービスの中には基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので</p> <p>具体的にご相談ください。</p>	

【基本サービス費 加算型・基本型】

施設サービス費	多床室			個室		
	自己負担額(円)			自己負担額(円)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	814	1,628	2,443	733	1,466	2,199
要介護2	866	1,731	2,597	779	1,558	2,338
要介護3	933	1,865	2,797	843	1,686	2,529
要介護4	987	1,973	2,960	897	1,795	2,695
要介護5	1,039	2,078	3,117	949	1,899	2,849

◆ 上記に付随する加算一覧

※LIFEとは・・・⇒厚生労働省に個々のデータを提出するしくみ

項目	料金(円)				内容
	1割	2割	3割	単位	
初期加算(I)	61	123	184	円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し老健に入所した者について算定できる。
初期加算(II)	30	61	92	円/日	(I)に該当しないケースで、入所日から30日以内に加算
サービス提供体制強化加算(I)	22	45	67	円/日	介護職員の総数に対して介護福祉士の割合が80%以上
〃 (II)	18	36	55	円/日	介護職員の総数に対して介護福祉士の割合が60%以上
療養食加算	6	12	18	円/日	糖尿病・心臓疾患・腎疾患の特別食を提供する際に加算
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	264	529	794	円/日	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリを行った場合に加算
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	205	410	616	円/日	(I)の要件に加えて月1回以上ADL等の評価を行いリハビリを見直し、ADL等のデータをLIFEを用いて提出すること
褥瘡マネジメント加算(I)	3	6	9	円/月	褥瘡の発生とリスクについて入所時に評価し3月に1回評価しLIFEに提出し、当該情報を活用していること
褥瘡マネジメント加算(II)	13	26	40	円/月	加算(I)の要件に加えて入所時の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合に算定
排せつ支援加算(I)	10	20	30	円/月	排せつに介護を要する入所者等ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、石又は看護師が施設入所時ごとに評価するとともに3ヶ月に1回支援計画を見直し評価する
排せつ支援加算(II)	15	30	46	円/月	加算(I)の要件に加えて入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はオムツ使用ありから無しに改善していること
排せつ支援加算(III)	20	41	61	円/月	加算(I)の要件に加えて入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、オムツ使用ありから無しに改善していること

項目	料金				内容
	1割	2割	3割	単位	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	112	225	338	円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。衛生士が入所者に対する口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うことと衛生士が口腔に関する介護職員からの相談に応じて対応すること。口腔衛生等の管理に係る計画の内容の情報を厚生労働省へ提出し、情報を活用している場合に算定
自立支援促進加算	308	616	924	円/月	入所者の尊厳の保持・重度化防止の促進、廃用や寝たきり防止の観点から、定期的な医学評価や自立支援に係る支援経過等の策定など算定要件となっており、日中の離床などを促し、生きがいを支援に繋げていくことを評価する加算(LIFE 提出)
リハビリテーション計画書情報提供加算(Ⅰ)	54	108	163	円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士が共同し、リハビリ実施計画書を作成し、入所者又はご家族等に説明を行い、継続的にリハビリの質を管理していること、またその内容の情報を LIFE へ提出しリハビリの提供にあたって有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算
リハビリテーション計画書情報提供加算(Ⅱ)	33	67	101	円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41	82	123	円/月	入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、それぞれの情報を LIFE に提出し、フィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、施設の特長やサービス提供のあり方について、検証を行う。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	61	123	184	円/月	(1)の要件に加えて、入所者ごとの疾病・服薬の状況の情報を LIFE に提出していること
経口移行加算	28	57	86	円/日	医師の指示に基づき多職種が共同して、経口による食事の接種を進めるための栄養管理及び支援が必要を行っている加算
経口維持加算(Ⅰ)	410	821	1232	円/月	現在経口により食事を摂取する方で、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して経口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	102	205	308	円/月	食事の観察及び会議、医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合に加算されます。
安全管理対策体制加算	20	41	61	円/回	事故発生防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うもの
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	52	104	157	円/日	厚生労働省が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される和が、報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合に算定できる。
夜勤体制加算	24	49	73	円/日	夜勤職員の配置が20名に10名以上、かつ利用者41人以上では2、利用者40以下では1を超えること
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	462	924	1386	円/回	入所期間1ヶ月を超えると見込まれる入所者に対し、入所予定日前30日以内または入所後7日以内に居宅訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定を行う際に加算。(Ⅰ)は退所を目的とした施設サービス計画の策定等を行う際に加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	492	985	1478	円/回	入所期間1ヶ月を超えると見込まれる入所者に対し、入所予定日前30日以内または入所後7日以内に居宅訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定を行う際に加算。(Ⅱ)は(Ⅰ)に加えて、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に関わる支援計画を策定した場合に加算されます。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	154	308	462	円/月	入所者のうち認知症の割合が1/2以上を有し、認知症介護の指導に係る研修を終了している物を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。認知症ケアについてカンファレンス・計画作成、計画の見直し等をおこなっていること。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	123	246	369	円/月	

項目	料金				内容
	1割	2割	3割	単位	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	513	1027	1540	円/回	居宅へ退所する入所者で入所者の同意を得て当該入所者の診療情報(心身の状況・生活履歴等)を提供した場合に算定
退所時情報提供加算(Ⅱ)	256	513	770	円/回	入所者が医療機関へ退所した場合に診療情報(心身の状況・生活履歴等)を提供した場合に算定
入退所前連携加算(Ⅰ)	616	1232	1848	円/回	入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、居宅のケアマネージャーと連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上、必要な調整を行った場合、退所日に加算を行う。
入退所前連携加算(Ⅱ)	410	821	1232	円/回	
訪問看護指示加算	308	616	924	円/回	退所後、訪問看護を利用する場合訪問看護指示書を作成し交付すること
退所時栄養情報連携加算	71	143	215	円/回	療養食加算を算定しているもので、管理栄養士から退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	245	490	736	円/日	「肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎 心不全」先の疾病に対して、検査・投薬・注射・処置等が行われた場合に算定(7日限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	492	985	1478	円/日	「肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎 心不全」先の疾病に対して、検査・投薬・注射・処置等が行われた場合に算定(10日限度)※所定の研修を終えた場合
緊急時施設療養費	531	1063	1595	円/日	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情に行われた医療行為(投薬・検査・処置等)につき算定
ターミナルケア加算(死亡日)	1951	3902	5853	円/日	医学的所見に基づき回復の見込みのないと診断された入所者について、本人又はご家族の合意の上でその人らしさを尊重した看取りができるように支援する加算であり、死亡日から遡り日数によって単位数が異なる
〃 (前々日～前日)	934	1869	2803	円/日	
〃 (4～30日)	164	328	492	円/日	
〃 (31～45日)	73	147	221	円/日	
外泊時費用(月に6日限度)	371	743	1115	円/日	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて、1日につき算定を行う。ただし、外泊初日・最終日は算定不可
高齢者施設感染対策向上加算(Ⅰ)	10	20	30	円/月	新興感染症の発生時に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築し、適切に対応できること。地域の医師会や医療機関が主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
高齢者施設感染対策向上加算(Ⅱ)	5	10	15	円/月	
新興感染症等施設療養費	246	492	739	円/日	入所者が厚生労働省の定める感染症に感染した場合に相談対応・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行う。今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	102	205	308	円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的におこなっていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。業務会×全の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	20	30	円/月	
協力医療機関連携加算(Ⅰ) (令和6年度)	102	205	308	円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催し、入所者の現病歴等の情報共有の見直しを行う
協力医療機関連携加算(Ⅰ) (令和7年度～)	51	102	154	円/月	
協力医療機関連携加算(Ⅱ) (令和7年度～)	5	10	15	円/月	

項目	料金(円)				内容
	1割	2割	3割	単位	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	7.1%	7.1%	7.1%	7.1%	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進するための加算 ※総介護報酬単位数に先の加算率を乗じる

◆ その他のご利用料(介護保険適用外)

種類	内容		金額
日用品費	フェイスタオル・バスタオル・おしぼり・ティッシュ・ペーパータオル・リンスインジャンプ ー・ボディーソープ・歯ブラシ・歯磨き粉等		280 円/日
教養娯楽費	各レクリエーションで用意する材料・道具 等の費用・新聞図書費等		100 円/日
理美容料	カットのみ		2,000 円/回
特別な室料	一人部屋		2,200 円/日
	二人部屋		1,100 円/日
電気使用料	当施設に持込のできる電化製品は主に下記に該当するものです (ご利用の際は申請が必要です) コンセントを要する電子機器(携帯電話・ラジオ・テレビ等) 電気毛布 ※上記以外の者については予めご相談ください。		50 円/日
インフルエンザ 予防接種	希望者した場合 ※市町村の助成がある場合はこの限りではありません		3,500 円/回
文書料	領収証明書	領収書再発行 医療費控除証明書	550 円/通
	簡易なもの	健康診断書 各種証明書	3300 円/通
	複雑なもの	特殊証明書 特殊証明書 死亡診断書	6600 円/通
入浴袋代	入浴の際に個々の衣類を持ち運ぶことに使用します		150 円/枚
電気カミソリ代	施設で購入した場合		4,950 円/台
抗原検査料 (コロナ・インフル・ノロ)	入所時及び退所時(退所先で必要と指示があった場合)		1,760 円/回
私物洗濯代	感染の観点から業者洗濯となります(洗濯業者から請求となります)		実費
歯科診療代	口腔ケアや治療の際に発生した料金(歯科医院から直接請求されます)		実費

3) お支払い方法

お支払い方法は、基本的にはゆうちょ銀行からの口座引落でお願いしておりますが、他銀行の口座引落でもお取り扱いがありますので、ご相談ください。

毎月10日頃に請求書を発送しますので、口座引落手続き中の方あるいはお振込み対応の方に関しましては、その月の25日までにご入金が完結となるようご協力下さい。

【ゆうちょ銀行⇒16日引落 他銀行⇒26日引落】※祝祭日は翌営業日
 領収書は翌月の請求書に同封し送付いたします。また領収書は医療費控除の対象の証明となりますので、大切に保管下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称	医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
標榜科目	内科、消化器科、外科、循環器内科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、小児科、歯科口腔外科、歯科、眼科、皮膚科、神経内科、形成外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6 047-498-8111

【協力歯科医療機関】

名称	医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
診療科目	歯科口腔外科
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6 047-498-8111

名称	医療法人社団 和晃会 大山歯科医院
住所 電話番号	千葉県鎌ヶ谷市初富23-117 047-445-5987

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 介護保険証等の確認
 ご利用にあたり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。
 更新または変更があった際はご提示ください。
- ② 利用料の変更について
 介護保険改定や消費税変更等により、利用料金の変更が必要になる事もあります。その際は『変更事項同意書』を作成致しますので、署名・捺印をもってご同意いただいたものとします。
- ③ 面会
 面会時間は午前9時から午後5時までとなります。
 ただし、未就学児のご面会については感染症の関係上、ご遠慮いただいております。
 感染の流行期には、ご面会の中止や面会方法の見直しをお願いする場合がございます。
 面会方法が変わった場合は、随時お手紙にてお知らせさせていただきます。

④ 外出・外泊

当施設は在宅復帰を目的としておりますので、ご利用者の状態に応じてご家族へ外出・外泊をお願いすることがありますのでご協力をお願いいたします。

また、外出・外泊をされる際には各フロアにあります届出が必要になりますのでご記入下さい。日数に限度（1月内に6日間）がございます。外泊での終日不在時の費用としては、外泊時費用及び居住費（多床室以外の方は特別な室料）の請求となります。長期の連続した外泊をお考えの場合は支援相談員までご相談ください。

※ 感染症の関係上で、外出・外泊については見合わせている場合もございます。

⑤ 医療機関への受診・入院

ご利用中に受傷や容体の変化等のために当施設の医師の判断により、受診が必要となる場合がございます。入院や説明・同意を求められることもありますので、原則ご家族様に付き添いをお願いしております。また、会計方法も制度上医療保険の適応がご自宅や入院中等と異なりますので、必ず施設に入所していることがわかるように文書をお渡ししております。

受診により入院となった場合は、当施設は退所扱いとなりますので、お荷物等はお引き取りをお願いしております。

⑥ 緊急時の連絡先及び事故発生時の対応について

緊急の場合には「利用申込書」又は「契約書」にご記入いただいた連絡先の優先順に連絡します。また、転倒等による事故発生時も受傷の有無にかかわらず⑤同様に連絡し、対応をお願いしております。

事故発生時の対応としては、施設医師へ報告し指示を受けて対処し、ご家族に連絡させていただきます。

受傷により医療機関に受診が必要となる場合には、『事故報告書』を作成し事故の再発防止に努めるとともに当施設の管轄の市（鎌ヶ谷市）及び県（千葉県）、ご利用者の保険者等の行政機関への報告義務がありますので、予めご了承ください。

尚、当施設では『三井住友海上火災保険株式会社』の賠償責任保険に加入しております。

⑦ お薬について

ご入所中は当施設の医師が主治医となり、管理させていただきます。身体状況の変化による処方内容の変更（ジェネリック医薬品含む）・増減をすることもございますのでご了承ください。また、管理上ご相談なく処方箋による処方をお受けにならないようお願いいたします。

⑧ 身体的拘束等原則禁止について

介護保険施設等においては身体拘束が原則として禁止されており、当施設では身体拘束は行いません。身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、ご利用者の立場になって、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とするご利用者の自立の支援に向けたサービスの提供を行うこととなります。但し、ご利用者自身に自傷他害の恐れのある場合及び緊急時やむを得ない場合などは、施設管理者が判断し、身体拘束やその他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

身体拘束・その他ご利用者の行動を制限が必要と判断した場合は、ご利用者の心身状況・拘束時間・緊急やむを得なかった理由をご家族に対し説明し、同意を得た上でを行い、身体拘束 経過観察記録で状態などの観察・再検討を行い、ご状態が改善された場合にはすぐに中止します。

⑨ 虐待防止の取り組みについて

当施設は、高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められると考えており、体勢を整備しております。サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにその旨を市町村に通報する義務も課せられております。

⑩ 金品、貴重品について

紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、金品や貴重品等は持ち込まないようお願いいたします。

⑪ 飲食物について

感染(食中毒等)の観点から、飲食物のお持ち込みはご遠慮いただいております。万が一、お持ちいただいても返却することとなりますので予めご承知ください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上(自然災害・消防訓練等)

7. 禁止事項

- ・飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・危険物(火気・刃物等)・ペットの持ち込み
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、迷惑行為

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。ご要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。また、1階ロビー及び各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。受付窓口は下記となります。

(1) シルバーケア鎌ヶ谷受付窓口

担当者	支援相談員
	看護介護の長 介護士長
電話番号	047-441-2005
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

(2) 公的機関の受付窓口

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課	住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県国民健康保険 団体連合会(国保連)	住 所 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県健康福祉部 高齢者福祉課	住 所 千葉市中央区市場町1-1本庁舎13階 電話番号 043-223-2834 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

9. その他

当施設についての概要は、パンフレットあるいはホームページをご用意しておりますのでご利用ください。

改訂 令和 4年 6月 25日より適用する。
改訂 令和 4年 10月 1日より適用する。
改訂 令和 5年 2月 1日より適用する。
改訂 令和 5年 4月 1日より適用する。
改訂 令和 6年 4月 1日より適用する。
改訂 令和 6年 6月 1日より適用する。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －介護保険総合データベースへの情報提供
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設サービス重要事項説明書

当事業所は、「介護老人保健施設サービス重要事項説明書」に基づいて、介護老人保健施設サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

〈事業者〉
事業所名

医療法人 徳洲会
介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷

所在地
施設長名

千葉県鎌ヶ谷市初富125-1
玉城 允之

説明者

職 名

支援相談員

氏 名

私は、「介護老人保健施設サービス重要事項説明書」に基づいて、介護老人保健施設サービス内容及び重要事項を説明受けました。

令和 年 月 日

〈ご利用者〉

氏 名

〈扶養者または身元引受人〉

住 所

氏 名

印

(本人との続柄

)